

第3回 建築物LCA制度検討会

論点2. 建築物LCAに用いる原単位の整備について

建材LCA・CFP原単位としてのEPD

2025.7.2



一般社団法人サステナブル経営推進機構

Sustainable Management Promotion Organization



目次

- 1. EPD概要
- 2. LCAECFP
- 3. 日本国におけるEPD



EPD (Environmental Product Declaration) とは

国際社会で1998年来続く、公平性・比較可能性を追求する製品環境データ

- ISO14025に準拠するEPD (Environmental Product Declaration)
- 製品のLCA・CFP算定、検証、開示の国際的枠組み
- 中立機関のEPDプログラム運営組織が国際規格に基づき、ルール及びPCR策定・検証手順等を管理

EPDの4要素

科学的·多領域評価



科学的アプローチによる、製品の環境負荷の定量化手法であるLCAを採用。

気候変動指標 (カーボンフットプリント) や資源指標を含む多領域を 多角的に評価。

製品別詳細ルール



Product Category Rule

製品群ごとの業界共通LCA・CFP ルール。

国際規格に則り、業界関係者関 与のもと、第三者専門家による審 査を経て策定される共通ルール。 算定や検証の容易化、製品間の 比較可能性を追求。

第三者チェック



第三者検証

データの信頼性を高める第三者検証。LCAの専門性を有する専門家・専門機関が検証を実施。 製品間の比較可能性の追求やグリーンウォッシュ回避のための必須要素。

透明性高いコミュニケーション



情報開示

第三者検証済み環境データの受け手の正しい理解を促進する情報開示(秘匿情報を含まない)。環境データに透明性を付与し、データの有効性を証明する必須要素。

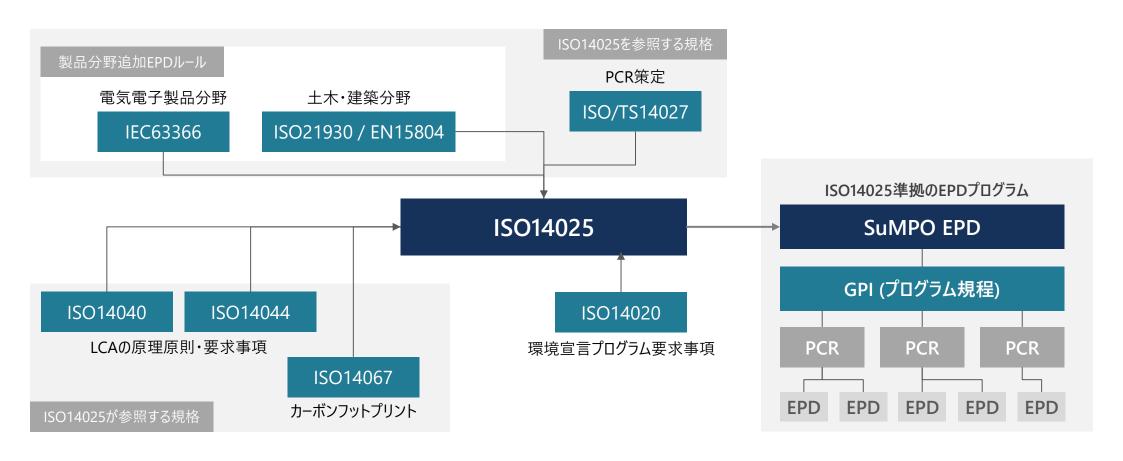
ISO14025, ISO/TS14027



EPDが参照する国際規格

ISO14025をベースに、ISO14040/44を始めとする国際規格を基に運営されている

- 算定はISO14040/ISO14044およびISO14067に基づく
- 建築分野においては、分野特化規格であるISO21930/EN15804に追加的に準拠
- 電子電機分野においてはIEC63366に追加的に準拠





グローバルに浸透するEPD

各国でEPDプログラムが運営される

- 世界で10万件以上のEPDが存在し、様々な用途に活用されている
- SuMPO EPD (旧名エコリーフ) は、世界で2番目 (2002年) に設立したEPDプログラム
- 日本国内唯一のEPDプログラム運営機関として、建築・建設分野、電気電子製品分野等、幅広い分野に対応

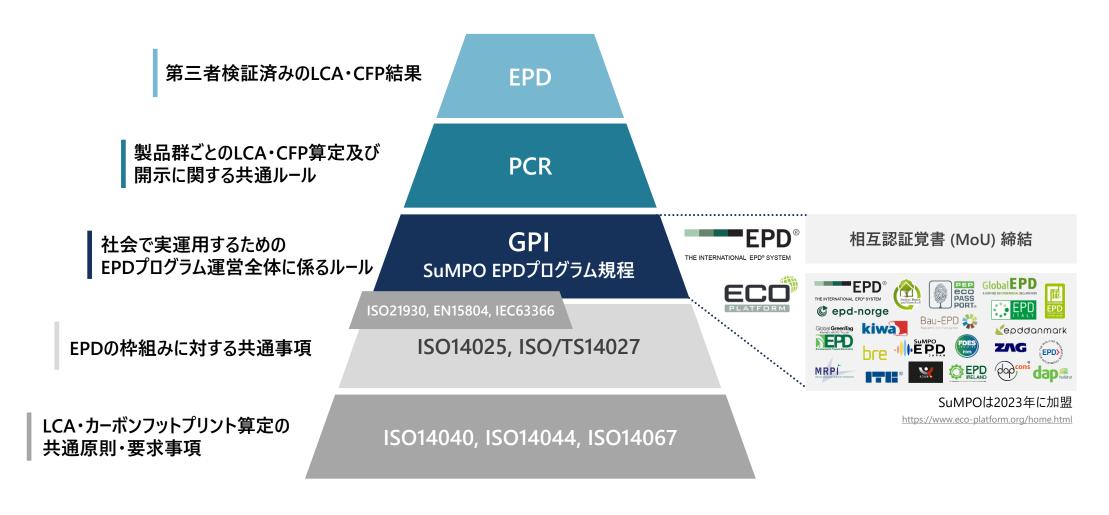


Credits: International flags icons created by Freepik - Flaticon (Flaticon.com), World map background was created by Slidesgo (slidesgo.com)

EPDプログラム規程 (GPI) の位置づけ

EPDプログラム規程 (GPI) による国際協調・国際整合

• 海外のEPDプログラムと連携し、国際規格の共通解釈や、EPDプログラム運営の整合を測る国際連携



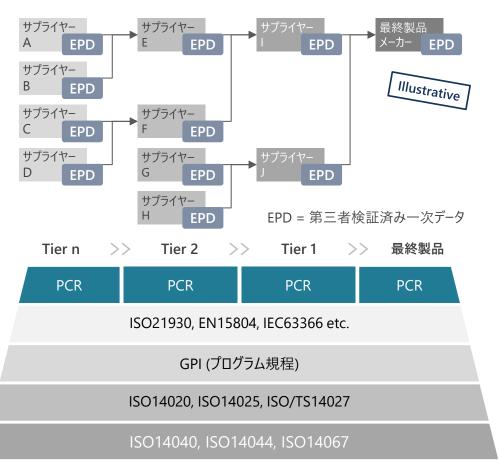


EPDの役割

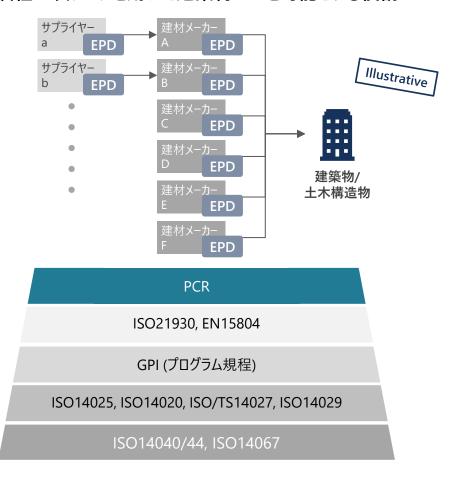
EPDに期待される「環境データをつなぐ」役割

- 国際規格に基づく共通手法を土台に、第三者検証済みの質の高い一次データを取引先に提供する枠組み
- サプライチェーンを通した「接続可能性」と「比較可能性」を重視

グローバルサプライチェーンで一次データを連携する役割



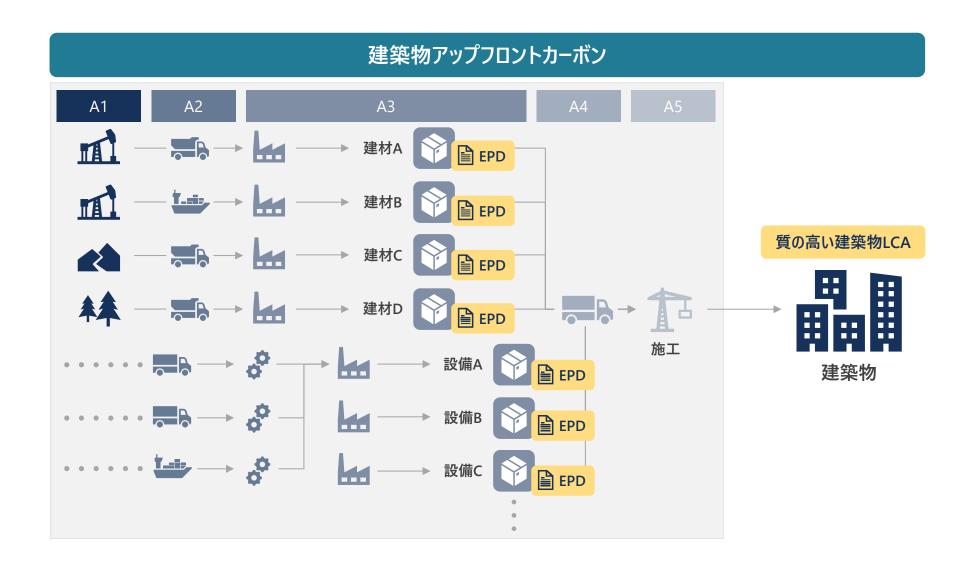
個社一次データを用いた建築物LCAを可能とする役割





建材LCAデータ (個社製品データ) としてのEPD

建材の第三者検証済み個社製品LCA・CFPデータとして、建築物LCAに活用





欧州の建材・建築物関連の法規則

建築物に対するEPBDと、建材に対する建築製品規格 (CPR)

- 建材CEマーキング (欧州市場流通) に必須であるCPRにおいて、製品環境データはEPDがベース
- EPBDでは、CPRデータの利用を必須化 (利用可能な場合)

建築物LCA

建材データを建築物LCAの算定に使用

EPBD

Energy Performance of Building Directive (revised in 2024)



Source : Official Journal of the European Union, Directive (EU) 2024/1275

欧州各国建築物規則

RE2020 (フランス)

Danish Building Regulations (デンマーク)

MPG

(オランダ)

Finland's Building Act. (フィンランド)

Source: RAMBOLL, 'Whole life carbon models for the EU27 to bring down embodied carbon emissions from new buildings' 他

TEK (ノルウェー)

London Plan

(イギリス)

Source : Zero-Carbon Buildings in Cities (2025), OECD 他

Annex III

Calculation of life-cycle GWP of new buildings pursuant to Article 7(2)

For the calculation of the like-tyce GWP of new buildings paramist to Article 7/22, the total like-tyce GWP is communicated as a numeric subtained for each like-tyce large expressed as IgCO₂ Quijve for the control contro

Data regarding specific construction products calculated in accordance with Regulation (EU) No 305/2011 of the European Parliament and of the Council (1) shall be used when available.

(機械翻訳) 欧州規則 (EU)No 305/2011 に従って算出された特定の建設用製品に関 するデータが入手可能な場合は、<u>それを使用</u> しなければならない。

建材LCA (原単位)







CPR (建築製品規則)

Construction Products
Regulation (revised in 2024)

対象:建材全般



Source: Official Journal of the European Union, Regulation (EU) 2024/3110, repealing Regulation (EU) No 305/2011

ESPR (エコデザイン規則)

Ecodesign for Sustainable Products Regulation (revised in 2024)



Source : Official Journal of the European Union, Regulation (EU) 2024/1781



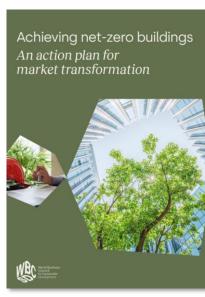
建築分野のその他グローバル動向 (例)

建築セクターのネットゼロに向けた民間主導の枠組み

- エンボディードカーボン算定と削減量の見える化に欠かせないEPD
- WBCSDによる建築物ネットゼロとネイチャーポジティブに向けた提言や、グリーンビルディング認証LEEDでのエンボディードカーボン算定必須化、GRESBでのLCA評価加点等、影響力のある枠組みでのEPD取得のインセンティブが強まる

WBCSD

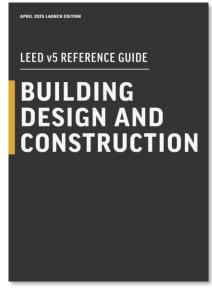
WBCSDがネットゼロ・ネイチャーポジ ティブ建築物の達成に向けたガイドラ イン等を策定し、各国政府や不動産 業界、建築業界に向けて提言



Source :https://www.wbcsd.org/actions/built-environment-decarbonization/

LEED

米国グリーンビルディング認証LEEDの 最新版 (v.5) では、エンボディードカー ボン評価が必須となり、排出量削減 による加点も増加



Source :https://www.usgbc.org/leedv5-reference-guide/bdc

GRESB

不動産業界におけるESGベンチマー ク評価のGRESBにおいても、LCA 実施が加点の要素に



Source :https://www.gresb.com/nlen/resources/2025-real-estatescoring-document/



EPDを活用する国外スキーム

欧米におけるスキームから、グローバルな枠組みまで様々

- 米国では州、連邦政府の調達基準にEPDを採用
- 業界を問わないグローバルな枠組みにおいても、EPDの活用が期待されている

CPR:欧州建築規則(欧州)



欧州エコデザイン規則 (ESPR) の傘下に位置づく規則。 欧州域内に流通する建材に対 し、EN15804 (EPD) に基づく 環境影響評価と開示を義務 付ける。

https://single-market-economy.ec.europa.eu/sectors/construction/constructionproducts-regulation-cpr_en

EPEAT (米国)



電子電気製品の認証制度。 LCA実施と第三者検証、情報 開示を要求する基準が、EPD によって充足できることを明記。 連邦政府の調達基準として EPEATが活用される。

https://www.epeat.net/

Buy Clean Act. (米国)



EPD取得を必須とする建設材料の公共調達制度。EPDのGHG値が閾値以下であることが、建材の調達要件に。連邦政府をはじめ、州・自治体レベルでも採用。

https://www.dgs.ca.gov/pd/resources/page-content/procurement-division-resources-list-folder/buy-clean-california-act

Pathfinder Framework (世界)



WBSCDが主導する、サプライチェーンでの製品GHG排出量を共有するための枠組み。 最優先される製品群別算定ルールにISO14025 (EPD) のPCRを位置づける。

https://www.wbcsd.org/

LEED (米国)



米国のグリーンビルディング認証。 EPDを取得した建材利用による加点項目や、EPDを用いて 建築物のLCAを実施し、GHG 排出量の削減を示すことによる 加点項目も。

https://www.usgbc.org/leed

Green Claim指令案(欧州)



環境に関する主張の透明性と信頼性を確保するための欧州指令案。第三者検証や多領域評価の重要性を強調。 EPDの活用に関するパブリックコメントを言及。

https://environment.ec.europa.eu/topics/circular-economy/green-claims_en



目次

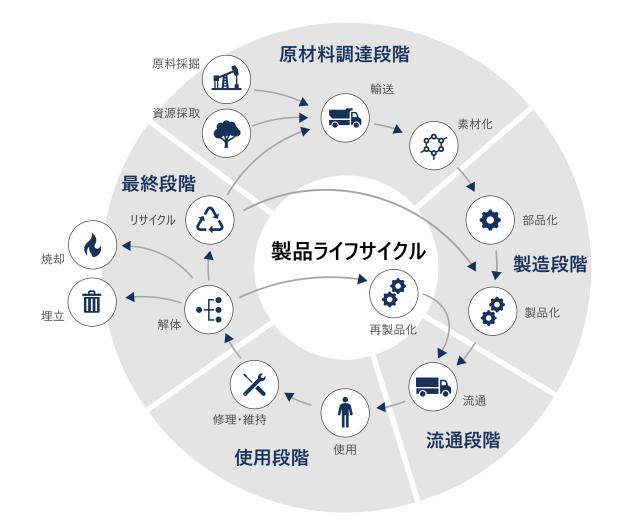
- 1. EPD概要
- 2. LCAとCFP
- 3. 日本国におけるEPD



LCAは、フルライフサイクルでの評価手法

製品の一生 (Cradle to Grave) に渡って環境影響を評価する考え方

- ライフサイクル段階は、原則として原材料調達段階から最終段階までの5段階
- 各プロセスの地球環境とのやり取り (インプット・アウトプット) を集計し、様々な環境影響指標として定量化



EPD取得可能なライフサイクル段階の切り方

EPDは、上流部分のみ (部分的ライフサイクル) でもフルライフサイクルでも評価可能

- EPDは、サプライチェーン下流への製品環境データ連携も念頭
- 工場出荷時点までの"Cradle to gate EPD"は、取引先に一次データ原単位として受け渡し







EPDとCFPの対象評価領域

EPDでは、カーボンフットプリントを含む多領域の環境影響を評価する

- LCA・EPDにおける気候変動指標 (GWP: Global Warming Potential) はカーボンフットプリントと同義
- 気候変動以外には、 大気や水域への影響、水資源や化石資源等に関する評価指標も









LCAもCFPも、算定は「活動量×原単位」で共通

収集する活動量データはLCAもCFPも原則同じ

- 多領域と単一領域の差異は、**どの情報を算定ツールで集計させるか** (どういうデータベースを使うか) 次第
- LCAもCFPも、算定者の負荷はほぼ同等

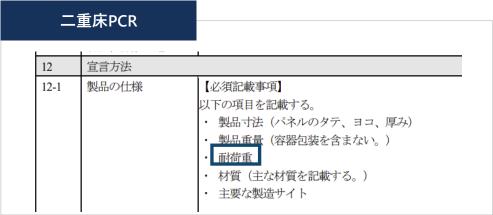


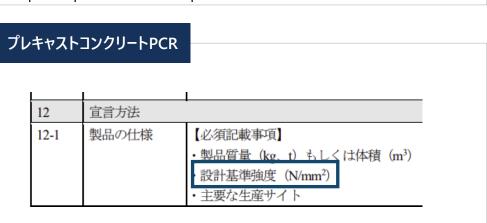


EPDにおける必須開示項目例

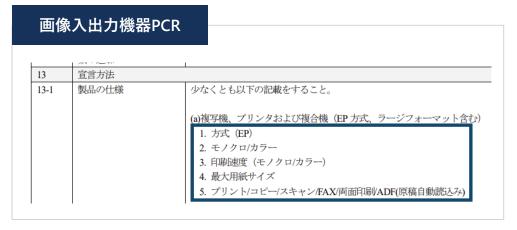
算定結果の適切な解釈を促進するための、製品の機能・性能等に関する開示項目

- EPDの必須開示項目として、LCA以外の情報に関する様々な要求あり(ISO14025及びISO21930)
- EPDがCradle to Gate (LCA算定結果の開示が「1台あたり」、「1tあたり」、「1m3あたり」等)である場合にも、製品の機能 や用途等、EPD情報の受け手が比較可能性を判断するために必要な情報はEPDに盛り込まれる











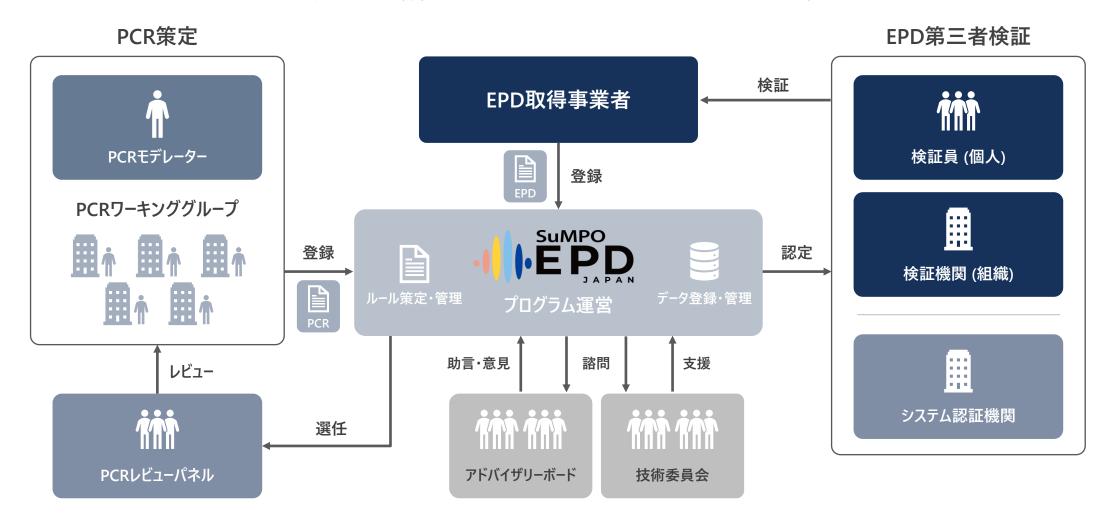
目次

- 1. EPD概要
- 2. LCAECFP
- 3. 日本国におけるEPD

EPDプログラム運営体制

プログラム運営機関はルール策定や、PCR・EPD登録等プログラム運営全体を管理

- プログラムに登録した個人の検証員もしくは検証機関がEPDを検証
- PCRモデレーターけん引のもと、製造事業者様等から成るPCRワーキンググループにてPCRを策定



EPD取得の4ステップ

PCRに基づくLCA算定の後、第三者検証を経てEPDが取得可能

- まずは利用可能なPCR (Product Category Rule) の有無の確認から
- PCRの確定後、PCRに則りLCA算定を実施し、第三者検証を受ける
- 第三者検証に合格したもののみ、EPDとして利用可能に

既存PCRを探す

以下の順番で検討する

- a. 既存PCRをそのまま利用する
- b. 既存PCRを改訂する (対象製 品範囲の拡張等)
- c. 新規にPCRを策定する

Step

1. |

PCR

LCA算定とEPD作成

- PCRに基づきデータを収集し、 LCA算定に落とし込む
- 検証のための検証申請書にエビデンス等の必要情報を記載
- 公開情報となるEPDを作成

Step

2.

LCA算定

第三者検証対応

- EPDプログラムに登録された個人 検証員又は検証機関による検 証を受ける
- 指摘等に対応

Step

3.

検証

情報公開

- 合格済みデータをEPDプログラム ウェブサイトに公開
- toBコミュニケーションや調達等に 利用可能

Step | 公開





PCR (Product Category Rule) とは

製品群ごとに定められたLCA算定ルールと宣言に関する決め事

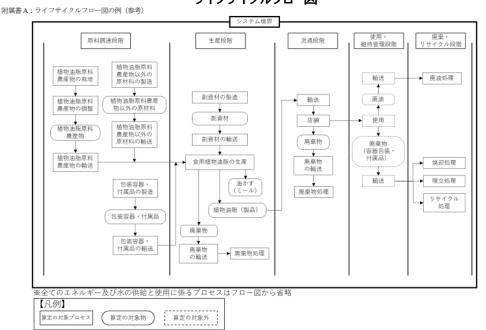
- 複数の組織から成るPCRワーキンググループ (PCR-WG) での原案作成に加え、意見公募やレビューパネルを経て策定される
- ISO14025及びISO/TS14027に則り、EPDプログラムの枠組みにて策定する文書

PCRでの規定内容一例

- PCRを使うことができる製品の定義 「PCR記載された製品のみが対象」等
- 算定の際の算定単位 「製品1台あたり」「製品1kgあたり」「製品1mあたり」等
- 算定に含める評価範囲 「算定対象は原材料調達から製造、流通、使用、廃棄まで」等
- 対象とすべき環境影響
- データ収集が必要な項目 「製造段階では○○と○○の一次データが必須」等
- データ収集が困難なときの対処法 「海外での輸送距離が不明な場合は○○kmとして計算」等
- 宣言に書かなければいけない記載必須事項 「製品機能を併せて記載しなくてはならない」等



ライフサイクルフロー図

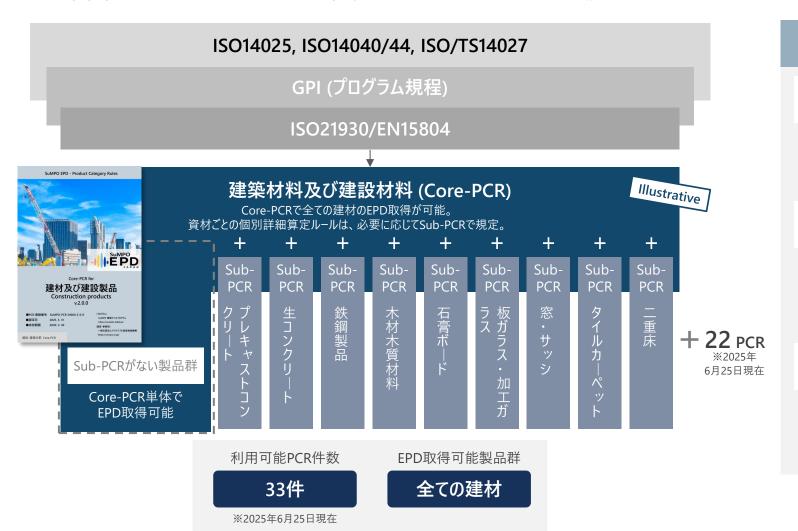




Core-PCRとSub-PCRから成る構造化PCR

建築分野では33件のPCRが利用可能

- Core-PCRにより、製品群個別のPCR (Sub-PCR) を策定せずとも、全ての建築製品においてEPD取得が可能な構造
- 国外EPDプログラムのPCR製品粒度との整合をはかりつつ、比較可能性等を高めるSub-PCRの策定を推進



Sub-PCR策定の意義

比較可能性の向上

利用するデータやシナリオ等、開示情報(数値 以外)に追加の要求事項を設けることにより、 製品間の比較可能性の向上が期待できる

算定のしやすさ向上

解釈に時間がかかる (LCAの高い専門知識を要する) ポイントについて、製品群に特化した説明書き (解釈の仕方) を加えることにより、LCA 算定実施に求められる専門性を低減することが期待できる

検証のしやすさ向上

LCAのエキスパートジャッジメントが必要な事項 について、詳細な要求事項を明記することで検 証の判断基準 (拠り所) を作り、検証員に求 めらえる専門性を低減することが期待できる

Core-PCRとSub-PCRの関係

製品群ごとに追加ルールの設定や、共通解釈を促す事項を記載

・ 機能や用途の近しい建材に対してSub-PCRを策定し、ルールをより詳細に規定することで、データ間の比較可能性やLCA算定 (建材原単位作成) のしやすさ、第三者検証のしやすさ等を向上

た (建物原単位作成)のしてする、第二省候証のしてする等を向上							Illustrative
	データ収集範囲	利用可能データ	カットオフ基準	アロケーション	システム境界	宣言単位	シナリオ
Core-PCR	記載例 自社管理下にあるプロセス (A3) は一次データ収集が必須 読み幅	記載例 データ品質基準を満た すことが必須 読み幅	記載例 カットオフ基準はモ ジュールごとに5%とする 読み幅	記載例 第一ステップとして物理的関係に基づきアロケーションを実施する 読み幅	記載例 A1~A3は評価対象と して必須 読み幅	記載例 出荷時の物理量当たりで宣言 (算定) する	文献等を用いて適切なシナリオを設定する 読み幅
Sub-PCR	より具体的に記載 読み幅 記載例 プロセスXとこのプロセスYは、一次データ収集を必須とする。 上流段階でもプロセスYは一次データ収集が推奨される。 プロセスZはA3に含まれるが、この一次データ収集は現実的ではないため二次データを許容する。	読み幅 記載例 プロセスXについては、 例えば二次データYが 利用可能。 データXもデータYも二 次データ品質基準を 満たすが、条件ZにおいてはデータXを用いる ことが推奨される。	読み幅 記載例 5%に当たるプロセスは、 例えばプロセスXである (このプロセスは算定に 含まなくて良い)。	読み幅 記載例 プロセスXから出てくる 共製品Yに対しては、Z 手法でアロケーションを 実施する。	読み幅 記載例 Xな特性を持つ製品は、 A5まで評価対象に含 まなければならない。	読み幅 記載例 「製品1m ² 当たり」を 宣言単位とする。 製品使用期間はX年 とする。	読み幅記載例使用条件はXとし、Yの計算式を用いてZを評価対象に含めなければならない。シナリオには、XXの文献を用いて算定する。

既存EPD取得建材一例

SuMPO EPDに登録済みの建材は654件 (2025年3月末時点, 累計)

- 構造材や外装材、非構造材など、建築物LCAに必要な多数の建材をカバー
- 全ての建材でのEPDを取得可能とする「建材Core-PCR」が策定済み (2025年3月31日公開)

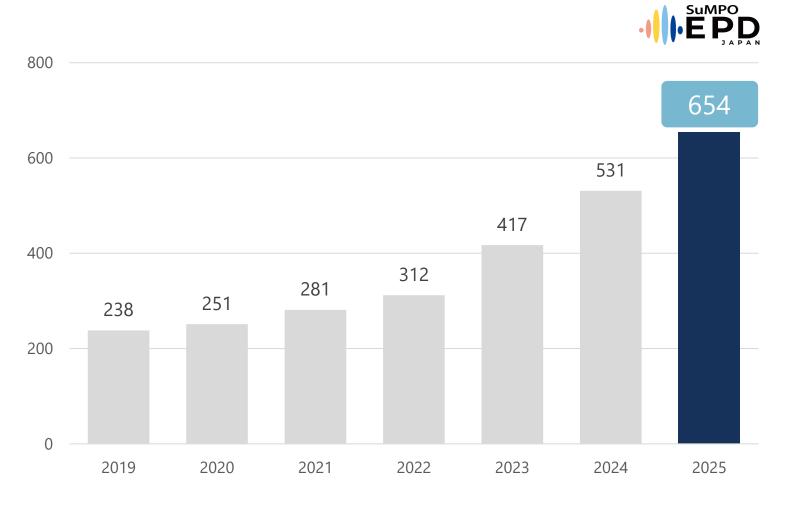




EPD·CFP登録公開推移 (建築分野)

建築分野におけるSuMPO EPDへの累計登録数は600超

EPD/CFP取得件数 (2025年3月末時点)



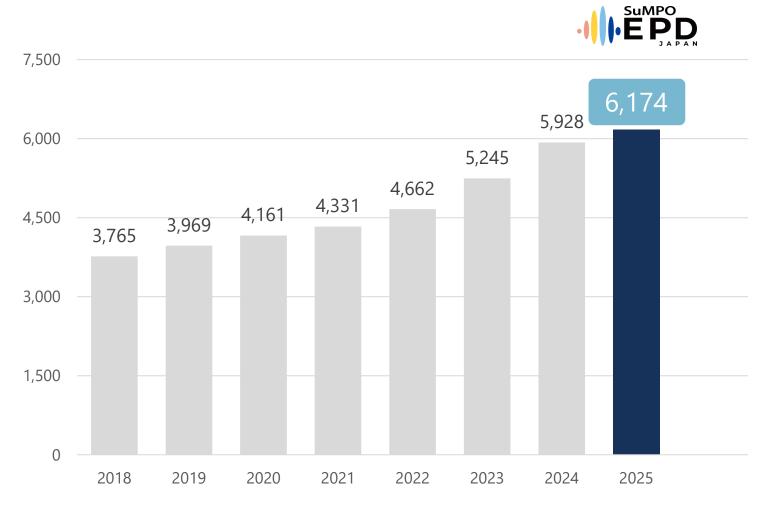
※公開終了後の旧プログラム・統合プログラムも含めたEPD及びCFP取得件数 (2025年3月末時点)



EPD·CFP登録公開推移 (全業種)

SuMPO EPDへの累計登録数は6,000超

EPD/CFP取得件数 (2025年3月末時点)



※公開終了後の旧プログラム・統合プログラムも含めたEPD及びCFP取得件数(2025年3月末時点)

EPD検証時の作成書類一例

算定結果に加え、検証に必要な情報を併せて用意













日本国内のEPD量産に向けた取り組み

検証員増員とEPD取得の効率化

- 検証員の増員に向けた取り組みと、検証機関による検証実施の仕組みを整備
- システム認証においては、都度の外部検証員への検証依頼が不要で、短期間でのEPD量産が可能

検証員増員



新規の検証員登録に向けた研修 等実施



検証員機関がEPD検証を実施 する仕組み

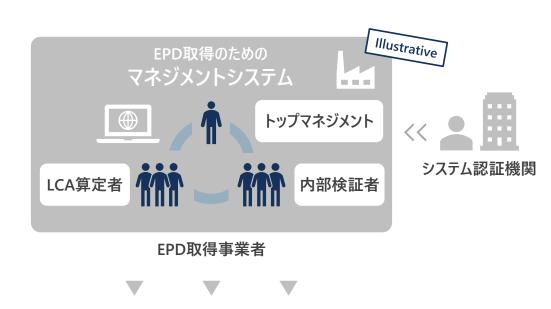
計算式による多バリエーション対応

1つのEPDに複数のバリエーションを計算式により内包



EPDシステム認証

認証機関がEPDの作成と検証の社内マネジメントシステムそのものを認証 (年一回のシステム審査あり)





さんぽ わざ 心豊かな未来をSuMPOの業で創ります



Sustainable Management Promotion Organization

一般社団法人サステナブル経営推進機構

〒101-0044 東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

機構ホームページ https://sumpo.or.jp

SuMPO環境ラベルプログラム(EPD)ホームページ https://ecoleaf-label.jp